

新潟地方裁判所委員会（第42回）議事概要

- 1 日時 令和4年3月2日（水）午後1時30分から午後4時10分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所 第101号法廷
- 3 出席委員
板垣剛、大鶴直史、唐橋浩輔、小泉敏彦、小林宏司（委員長）、今野洋史、佐藤英彦、篠原礼、丸山央、渡部智明、渡辺豊（欠席委員：木村浩樹、渡辺正義）（五十音順、敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員の紹介
 - (2) 裁判員経験者の意見交換会を傍聴
 - (3) 意見交換
テーマ「裁判員裁判について～裁判員経験者の意見交換会を傍聴して～」
- 5 意見交換等の概要
【以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、●：裁判所委員と表示】
 - (1) 概要説明等
意見交換に先立ち、同日当庁第101号法廷において開催された裁判員経験者の意見交換会（午後2時から午後3時30分まで）を傍聴した。
 - (2) 意見交換
 - ◎ 先ほど裁判員経験者の意見交換会を傍聴していただいたが、率直な御感想や御意見、御質問等を伺いたい。
 - 裁判員経験者の発言はいずれも大変良い経験をしたとの前向きなものであったが、私は裁判員制度自体が日本の法制度においてはなじみにくいものだと理解していた。様々な人種、民族がいて判例主義を採用しているアメリカと違い、日本は大陸法で成文法主義であり、法律がしっかりと決められているので、プロである職業裁判官が裁いていくのが基本だと思っている。法律をよく分からない方が、一人の人生を左右する人の裁きをすることに違和感がある。また、普段裁判に関わらなくて済む人がこのような重圧を経験しなければならないことや、裁判で得た秘密を一生持ち続けなければいけないといった負担を国民に強いるというのは、やはり多少は違和感がある。裁判というものは、意見を出し合う場ではなく、法に照らしてどうかという客観的な尺度で行うべきものではないだろうか。司法というのはプロがやっていくべきところであり、国民全員が参加する必要がない領域だと思っている。裁判員をやるにしても希望する人の中でスクリーニングを掛けてやる等、それなりに基礎的な知識を持った人たちが関わっていくべきではないかと思う。私自身が将来名簿に載った場合は、どうするかかなり考えると思う。
 - ◎ そういったところは制度創設時に相当議論されていたところでもある。そのような御指摘があることも踏まえながら、裁判所としては制度として適切に運用し

ていくということになるのか。

- 以前何かの記事で、ある裁判員経験者が、守秘義務というものが非常に重くのしかかっている、裁判員の経験を全く話すことができなくなっているという記事を見たことがあった。裁判員の方の守秘義務というのは限られた範囲のものだと思うが、私としては守秘義務というものが心に引っかかっていた。先程、経験者の方から、職場で経験談をフィードバックしたという話があったが、そのように経験者の方が周りに率直に経験したことを話す環境があると良いと感じた。
- 裁判員裁判が終わった後に経験者の方には守秘義務の説明をしているが、守秘義務が定められている趣旨というのは、「あの事件のあの話し合いのときに、あの裁判員はこんなことを言っていた」ということが外に漏れるようなことになる、後で何かとばっちりを受けるかもしれないし、言いたいことがあるけど我慢しようということがあるかもしれない。そういったことがなく、全員が自由に話ができるように課せられているという話をしている。その上で、あくまでも話し合いの中で出たもののうち、判決で書かれていないことや法廷で出ていないことが守秘義務の対象となるという説明をしている。そのように、守秘義務の対象は本当に限られたものである。私が以前の勤務地にいた際には、出前講義に来てもらって裁判員制度の説明をしてほしいとの申し出を裁判員経験者の方からいただいたこともあった。そのようなことからすると、裁判員での経験をお話しされている経験者の方も結構いるのではないかと感じている。
- 裁判員裁判において、素人の方が集まって議論を収束させていくというのは非常に難しいことだと思うが、先ほど経験者の方が、「評議の中ではお互いの言うことを否定はしないというルールがあった」ということを話されていた。何かそのように裁判員制度の中で議論を進める際に、全国的に統一されたルールがあるかどうかを伺いたい。

また、裁判員制度で出された量刑というのは、これまでの通常の同程度の事件と比べて、重くなり易いとか、軽くなり易いといった傾向があるかを伺いたい。

- 特にルールという形ではないが、裁判員裁判をするということは、裁判に参加されている一般の方の視点や物の見方を踏まえてやっていくということなので、裁判員の方が意見をおっしゃったときに、それを否定しては意味がない。そのため、まずは意見を出してもらっている。補充裁判員の方も含めて、8の方が無作為で選ばれるが、そういった方が全く同じ意見を持つということはありませんし、中には強い意見を述べられる方や、緩やかな意見を持つ方もいる。そういった方々がいろいろと意見をおっしゃっていく中で、全体としてはこの辺りでしょうかということを確認しながら議論を進めている。他の裁判官の評議を見られないのであくまで推測になるが、裁判官は皆そういったことを意識して行っている、特にルールというものは定められていないが、実際のところはだいたい同じようなところで行われているのではないかと思います。

また、量刑については、明確に量刑傾向が動いたということまでは言えないが、いわゆる性犯罪については、量刑傾向として変わってきたと言われている。一般的に性犯罪に対しては厳しくなっており、その結果、法定刑が引き上げとなり、実定法上も量刑傾向の変化が反映されたものとなった。

- 先ほど3人の経験者の話を伺って、3人とも非常に有意義な経験だったとおっしゃっていたし、裁判員を経験したことによる心の負担が残っているということもないとおっしゃっていて、非常に良かったと感じた。裁判員裁判の中には非常に重たい事件もあると思うが、裁判員の方の負担に対してどのような手当をしているのか伺いたい。
- 裁判員裁判の中には確かに重い事件もある。例えば、強盗殺人は死刑又は無期懲役刑しかなく、非常に重たい結論である。ただ、それについては、一人で決めるのではなくチームで決めるということをやっている。時間に限りがあるので限界はあると思うが、チーム全員が納得できるところまで話をしている。そのように全員が納得して意見交換をした上で出している結論であれば、重たい結論であったとしても最後は納得した上で決めているのではないだろうか。
- 裁判員は法壇に座り、被告人と顔を合わせることになるが、被告人から逆恨みされるリスクがあるのではないか。
- 確かに報復のおそれというものはあるが、裁判員対象事件の中でも暴力団の事件等は裁判員裁判から除外することができるし、危険性がある被告人の場合については、警備をしっかりとする等の配慮をしている。
- 経験者の方の感想の中で、話が難しかったという感想があった。どうしても冒頭陳述や供述調書を朗読するとなると、文章語になっていたり、法律用語等が聞いていて分かりづらいということがある。この辺りは調書であるとか、裁判を行う際の制度的な制約はあるにせよ、そういった制約をどの程度緩和できるのか、あるいは検察官、弁護士、裁判官が、裁判員に対してどれだけ丁寧に説明ができるかにかかっていくのではないかという印象を受けた。この点について工夫されている点があれば伺いたい。
- 検察官としては、用語を分かり易くかみ砕くということは当然に行っている。例えば、起訴状は、昔は相当分り難い言葉を使っていたが、今は「急制動」を「急ブレーキ」とする等、分かり易い言葉にどんどん換えていっている。また、新潟では、裁判員裁判については全件リハーサルを行っており、裁判員の方に分かり易いものになるよう努めている。
- 分り易くするための工夫について、私は現実には裁判員裁判は弁護士として担当していないが、裁判員裁判の立ち上げの頃は、運用に関して裁判所といろいろ協議を行っていた。ただ、検察庁の場合は検事の教育的な要請等もあって組織的に行うことができるが、弁護人の場合はなかなかそういった機会がない。日弁連等の研修はあるが、そのくらいのレベルである。そうすると、どれだけ分かり易

くできるかというのは、弁護士それぞれによって相当違ってくるのではないかという気がしている。ただ、通常の刑事事件と違い、裁判員裁判では一般の裁判員の方もいらっしゃるので、分かり易くという点は、弁護士は皆心がけているのではないかと思う。

◎ 私は主に民事事件を担当してきたが、以前に裁判員裁判を傍聴する機会があった。そのときの感想になるが、傍聴席にいても裁判の内容が分り易く、30年前の刑事事件と比べてとても変わったなという印象を受けた。

● 私は普段は民事裁判を担当しているが、民事裁判でも代理人や御本人の方と認識を共有するということは非常に大きな課題である。先ほど裁判員経験者の方から、分かり易かったといった発言もあったが、まさにその部分を肝に銘じて今後も手続を行っていきたい。

6 次回期日及び次回のテーマ
追って決定する。